国民健康保険税の改正のお知らせ

1．課税限度額が変わりました

・国民健康保険税の医療分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額を次のとおり引き上げました。

	課税区分			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全　体
改正前	65万円	24万円	17万円	106万円
改正後	66万円（＋１万円）	26万円（＋２万円）	改正無し	109万円（＋３万円）

2．軽減対象世帯を判定する所得控除額を引き上げました

・５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯を判定する所得控除額を次のとおり引き上げ、軽減対象世帯を拡大しました。

軽減区分		改正内容
５割軽減	改定前	基礎控除額（43万円）＋29.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－１）｝
	改正後	基礎控除額（43万円）＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－１）｝
２割軽減	改正前	基礎控除額（43万円）＋54.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－１）｝
	改正後	基礎控除額（43万円）＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－１）｝

3．令和７年度の国民健康保険税率は据え置きです

・令和７年度の国民健康保険税率は次のとおり令和６年度から据え置きとなりました。

税区分		令和７年度税率 【令和６年度から据え置き】
医療分	所得割	8.39％
	均等割※１	31,000円
	平等割※２	30,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.73％
	均等割※１	9,100円
	平等割※２	9,200円
介護納付金分	所得割	2.03％
	均等割※１	9,100円
	平等割※２	7,300円

※１　均等割は一人当たりの金額です。
※２　平等割は一世帯当たりの金額です。
●上記金額に対し各種減免等の制度があります。

【問合せ】保健福祉課　保険・医療グループ　☎82-2780

後期高齢者医療制度のお知らせ
～　保険証及び資格確認書の一斉更新について　～

■保険証又は資格確認書の有効期限が切れます

現在、ご使用の水色の保険証又は黄緑色の資格確認書の有効期限が令和７年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

◆水色の保険証をお持ちの方
下記「黄緑色の資格確認書をお持ちの方」以外の者

◆黄緑色の資格確認書をお持ちの方
・令和６年12月２日の保険証廃止後に資格取得した者
・令和６年12月２日の保険証廃止後に住所変更や負担割合が変更となった者

保険証

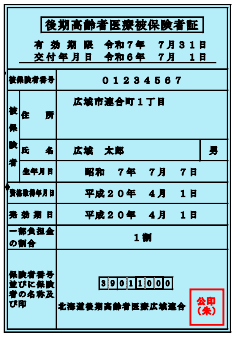
後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和7年 7月31日
交付年月日 令和6年 7月 1日

被保険者番号	01234567
被保険者 住所	広域市連合町１丁目
被保険者 氏名	広域 太郎　男
被保険者 生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成２０年 4月 1日
効力発生日	平成２０年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印（朱）

資格確認書

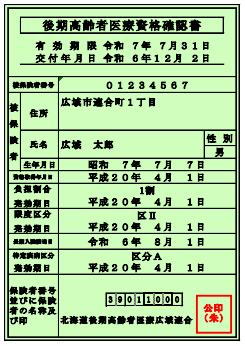
後期高齢者医療資格確認書
有効期限 令和 7年 7月31日
交付年月日 令和 6年12月 2日

被保険者番号	01234567
被保険者 住所	広域市連合町１丁目
被保険者 氏名	広域 太郎　性別 男
被保険者 生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成２０年 4月 1日
負担割合 有効期日	1割 平成２０年 4月 1日
限度区分 有効期日	ⅡⅡ 平成２０年 4月 1日
長期入院開始日	令和 6年 8月 1日
特定病例区分 有効期日	区分A 平成２０年 4月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印（朱）

■黄緑色の「資格確認書」を交付します（色変更なし）

現在、ご使用の水色の保険証又は黄緑色の資格確認書の有効期限満了後には、代わりとなる黄緑色の「資格確認書」を交付します。

新しい「資格確認書」は、令和７年８月１日から令和８年７月31日までご使用いただけます（お手元に届いてすぐにはご使用できません）。

なお、今回交付する「資格確認書」は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）の保有状況に関わらず、令和８年７月末まで暫定的な運用として一律で全被保険者へ交付します。

医療機関等を受診する際に「資格確認書」で掲示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

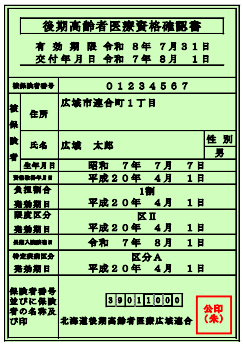
後期高齢者医療資格確認書
有効期限 令和 8年 7月31日
交付年月日 令和 7年 8月 1日

被保険者番号	01234567
被保険者 住所	広域市連合町１丁目
被保険者 氏名	広域 太郎　性別 男
被保険者 生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成２０年 4月 1日
負担割合 有効期日	1割 平成２０年 4月 1日
限度区分 有効期日	ⅡⅡ 平成２０年 4月 1日
長期入院開始日	令和 7年 8月 1日
特定病例区分 有効期日	区分A 平成２０年 4月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印（朱）

■ 暫定運用終了後の要配慮者への資格確認書の交付は１度申請が必要です

暫定運用終了後、マイナ保険証をお持ちの方については、原則「資格確認書」を発行することができません。

ただし、**一度、要配慮者でありマイナ保険証を利用できないことを理由とした交付申請があれば、その後の更新時においては、申請なく資格確認書を発行いたします**（毎年申請いただく必要はありません）。

※要配慮者とは、介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者などが対象となります。

お問い合わせ先

今金町保健福祉課保険・医療グループ
【住所】〒049-4308
瀬棚郡今金町字今金17番地の２
総合福祉施設としべつ内
【電話】0137-82-2780

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南２条西14丁目
国保会館６階
【電話】011-290-5601